

青森県報

第七百五十号

令和六年
四月十七日
(水曜日)

目次

告 示

○狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一

○適性試験及び講習の実施……………(同) ……二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
対生活習慣病(が) ……四

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警察本部) ……四

正 誤

○令和六年四月一日号外第三十二号規則中……………(財産管理課) ……六

告 示

青森県告示第二百六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり令和六年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

令和六年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
令和六年 六月三十日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
令和六年 七月二十八日	十和田市西三番町二の一 十和田市生涯学習センター第一研修室ほか	
令和六年 九月十四日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の期日	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
令和六年 六月三十日	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前10時から 午後2時まで	午前9時から 午後9時 五分まで
令和六年 七月二十八日	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前10時から 午後2時まで	午前9時から 午後9時 五分まで
令和六年 九月十四日	1 銃器以外の猟具を見て当該銃器の使用の是非を判別すること。 2 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時 から 午後三時 まで	午後九時 から 午後九時 五分まで
令和六年 九月十四日	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。)について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包	午後一時 から 午後三時 まで	午後九時 から 午後九時 五分まで

<p>第二種銃 猟免許</p>	
<p>3 2 1 鳥獣の凶画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 距離の目測を行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</p>	<p>3 2 1 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 距離の目測を行うこと。 鳥獣の凶画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
 - 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
 - 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病にかかっている者
 - 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、令和六年六月三十日に受験するものにあつては、同年五月十四日から同年六月十四日までに、同年七月二十八日に受験するものにあつては、同年六月十二日から同年七月十二日までに、同年九月十四日に受験するものにあつては、同年七月三十日から同年八月三十日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十四円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境エネルギー部自然保護課（電話〇一七―七三―四一九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和六年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和六年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 適性試験及び講習の期日、場所等

管轄課名又は所 管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和六年八月 三十一日	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	令和六年七月 二十四日	青森市大字荒川字藤戸一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	令和六年七月 一日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	令和六年七月 十二日	大鰐町大字蔵館字川原田三七の六 大鰐町総合福祉センター	
	令和六年七月 十七日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	令和六年七月 三十日	黒石市大字ぐみの木三の六五 スポカルイン黒石	
三八地域県民局	令和六年七月 九日	三戸町川守田関根川原五五 三戸町中央公民館	
	令和六年七月 十日	三戸町川守田関根川原五五 三戸町中央公民館	
	令和六年七月 十七日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	令和六年七月 十八日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
	令和六年七月 十九日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター	
西北地域県民局	令和六年七月 十八日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
	令和六年七月 十九日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	令和六年七月 二日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

下北地域県民局	期 日	場 所	受 付 時 間
	令和六年七月 三日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
	令和六年七月 十日	東北町字塔ノ沢山一の九四 東北町コミュニティセンター未来館	
	令和六年七月 十七日	三沢市三沢字園沢二三〇の一 三沢市国際交流教育センター	
	令和六年七月 十八日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	

三 適性試験及び講習の対象者

令和六年四月十六日から令和七年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であって、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）。

ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

講 習	適性試験	区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に 2 鳥獣の判別 3 鳥獣の取扱 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	3 2 1 聴 視 運 動 能 力			午前九時五十分から 午前十一時まで	午前九時二十 分から午前九 時四十分まで

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円

2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

5 更新しようとする狩猟免許状

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

(一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名

(二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境エネルギー部自然保護課（電話〇一七―七三―四九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百六十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定

により公表する。

令和六年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

難病指定 医 区 病 分 指 定 医 氏 名	氏 名	名 称	所 在 地	担 当 療 科 名	指 定 年 月 日
難病指定 医 藤田 病 真司	藤田 真司	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	小児科	六・三・五
難病指定 医 穂元 病 崇	穂元 崇	南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	整形外科	〃
難病指定 医 濱館 病 美里	濱館 美里	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目一の一	循環器科	令和六・二・三
難病指定 医 種市 病 良雄	種市 良雄	内科種市病院	八戸市大字是川字土間沢一	内科、消化器内科	六・三・七

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
- 運輸免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 二百九十八万五千五百五十円

内訳

品名	数量	単位	金額
IC用カード基体(一般用)	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体(優良用)	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体(新規用)	一	箱	五十一万八千七百六十円
高速型リボンセット	一	箱	十五万四千元
新経歴書用カード基体	一	箱	十六万五千六百六十円
裏面追加備考紙	一	箱	四十二百九十円
印字用ロール紙	一	セット	一万九千二百五十円
メインランプ	一	セット	一万三千八百六十円
フットランプ	一	個	二千三百十円
吸着パット	一	セット	五千六百十円
吸気フィルター大	一	個	九千九百円
吸気フィルター小	一	個	六千五百十円
排出ローラー	一	セット	一万五千四百円
ヒートローラ上	一	セット	五万六百元

DU付ブラケットH

サーミスター

ハロゲンヒートランプ

ヒートローラ下

タイミングベルト入口H1

タイミングベルト入口H2

ゴムロールH/R

ロールEXIT

ロールEXIT/L

ロールロアピンチローラー

サーマルヘッド

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

令和六、四、一 号外第三二号	発行年月日 番号
規則	区分
第二七号	番 号
一	ページ
下	段
一〇	七
第一号様式中「 憲・天 」に改め、 ④「を」 憲・天	別表第一第二号(二)を削り、 誤
第一号様式中「④」を削り、	別表第一第二号中(二)を削り、 正

財 産 管 理 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭